

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉岡町防災会議条例（昭和46年吉岡村条例第23号。以下「条例」という。）第5条の規定により、吉岡町防災会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項に規定するあらかじめ指名する委員は、副町長の職にある委員とする。

(会議)

第3条 会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会議の招集は、開会の日前7日までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(書面による会議等)

第4条 会長は、災害その他特別の理由により会議を開くことができないと認めるときは、書面での会議（以下「書面会議」という。）の実施をもって、会議を開催したものとみなすことができる。

2 会長は、書面会議を実施するときは、議事の内容を明らかにした議案書を委員に送付し、書面によりその議決を行うこと（以下「書面議決」という。）を求め、その結果をもって、会議の議決に代えることができる。

3 会長は、書面議決を行うときは、その旨を委員に通知しなければならない。この場合において、会長は、期限を定めて、書面表決書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

4 書面議決は、議案ごとに委員の過半数が書面表決書を提出することをもって成立する。ただし、前項の期限を経過して提出された書面表決書又は委員の署名のない書面表決書は、無効とする。

5 書面表決書を提出した委員は、会議に出席したものとみなし、報酬を支給するものとする。ただし、提出した書面表決書が前項ただし書の規定により無効となった場合は、この限りでない。

6 書面議決に係る会議の議事は、書面表決書を提出した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 会長は、書面議決の結果を委員に報告しなければならない。

(委員の代理)

第5条 委員がやむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

2 代理者については、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とし、委員の職務を代理する。

3 委員は、第1項の規定により代理人を出席させるときは、あらかじめ会長に届け出な

なければならない。

(異動の報告)

第6条 委員に異動があったときは、その後任者は、直ちに職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(会長の専決処分)

第7条 会長において会議を招集する暇がないと認めるときその他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は会議が処理すべき事項について、専決処分することができる。

2 前項に規定する場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 吉岡町地域防災計画又は吉岡町水防計画の軽微な修正に関すること。

(2) 会議が処理すべき事項のうち、軽易な事項

3 会長は、前2項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。ただし、前項の規定により専決処分をしたときは、委員への通知をもって報告に代えることができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。